

特定の目的のもとに国費で実施されている奨学金制度

制度の名称	所轄機関	対象学校	平成14年度		貸与基準	日本育英会奨学金との関係	返還条件等
			人員	貸与月額			
自衛隊法による貸費学生制度	防衛庁	大学 大学院	衛生貸費学生 6人 技術貸費学生 16人 計 22人	51,000円	医・歯・理・工学専攻の学生で修業後専攻の学術を応用し自衛隊に勤務しようとする者	将来の身分拘束を伴う奨学金を除き日本育英会その他の奨学金の重複を認める。	在職期間が4年を超え、かつ、貸与期間の1.5倍以上及び死亡又は心身障害による等の場合返還免除。自衛隊に勤務しない等の場合、2年以内に返還。
矯正医官修学資金貸与法による修学資金貸与制度	法務省	大学 〔医学部 医学専攻のみ〕	13人	51,000円	医学専攻の学生で、修業後矯正施設（刑務所、拘留所、少年院等）に勤務しようとする者	（同上）	3年以上矯正施設に勤務（貸与期間の1.5倍以上在職すれば全額免除）及び在職中の死亡又は心身障害による場合返還免除。勤務しなかった場合、貸与期間の1/2相当年数内に返還。
看護師等修学資金貸与制度（1/2補助）	厚生労働省 〔実施機関 都道府県〕	保健師、助産師、看護師、准看護師学校、養成所 大学院（修士課程）	総計 14,980人 （うち大学院 25人）	補助単価 保健師、助産師、看護師 国公立 32,000円 私立 36,000円 准看護師 国公立 15,000円 私立 21,000円 大学院（修士課程） 国内 83,000円 国外 200,000円	卒業後、貸与を受けた都道府県の区域内において業務に従事する意志を有する者	日本育英会その他の奨学金の重複は認めない。	県内の200床未満の病院において5年以上看護師等の業務にあつたとき及び死亡又は心身障害の場合返還免除。勤務しなかった場合、貸与期間相当年数内に割賦返還。